

改正 令和5年9月29日規則第93号

(趣旨)

第1条 この規則は、杉並区公契約条例（令和2年杉並区条例第16号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第2条 この規則で使用する用語の意義は、条例で使用する用語の例による。

(特定公契約の範囲)

第3条 条例第2条第3号イの規則で定める契約は、次に掲げるもの（区長が別に定めるものを除く。）とする。

- (1) 建物清掃業務に関する契約
- (2) 建物総合管理業務に関する契約
- (3) 学校用務業務に関する契約
- (4) 庁舎その他の施設の警備業務（機械警備業務を除く。）及び巡回警備業務に関する契約
- (5) 庁舎その他の施設の受付業務に関する契約
- (6) 公園清掃業務に関する契約
- (7) 放置自転車撤去移送業務に関する契約
- (8) 給食調理業務に関する契約
- (9) 学童クラブ運営業務に関する契約
- (10) 放課後等居場所事業運営業務に関する契約
- (11) 前各号に掲げるもののほか、区長が必要と認める契約

（賃金等が時間以外の期間又は出来高払制その他の請負制によって定められている場合における当該賃金等の換算方法）

第4条 条例第6条第1項の賃金等が時間以外の期間又は出来高払制その他の請負制によって定められている場合における当該賃金等の換算方法については、最低賃金法施行規則（昭和34年労働省令第16号）第2条の規定を準用する。

(特定労働者等の労働条件等に関する事項の報告)

第5条 特定受注者は、区長等が指定する日までに次に掲げる事項を区長等に報告しなければならない。

- (1) 雇用契約の締結の状況
- (2) 特定労働者等に対する賃金等の支払状況
- (3) 労働時間の管理の状況
- (4) 特定労働者等の労働報酬下限額
- (5) 条例別表に掲げる事項の遵守の状況
- (6) 前各号に掲げるもののほか、区長が必要と認める事項

2 特定受注者は、前項の規定により報告した事項に変更があったときは、速やかに区長等に報告しなければならない。

(身分証明書)

第6条 条例第11条第2項の身分を示す証明書は、身分証明書（別記様式）のとおりとする。

(公表)

第7条 条例第13条第1項の規定による公表は、次に掲げる事項を杉並区公式ホームページへ掲載する等の方法により行うものとする。

- (1) 特定公契約の件名及び特定公契約を締結した日（指定管理協定にあっては、当該指定管理協定に係る公の施設の名称及び指定管理者の指定の日）
- (2) 特定受注者又は特定受注関係者の氏名及び住所（法人その他の団体にあっては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名）
- (3) 特定公契約を解除した場合にあっては、その日（指定管理協定にあっては、当該指定管理協

定に係る指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じた日) 及びその理由

(4) 特定受注者又は特定受注関係者が条例第6条第1項又は第8条の規定による特定公契約の定めに違反していたことが判明した場合にあっては、違反の内容

(5) 前各号に掲げるもののほか、区長が必要と認める事項  
(委任)

第8条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、区長が別に定める。

附 則

この規則は、令和2年8月1日から施行する。

附 則 (令和5年9月29日規則第93号)

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

別記様式

(第6条関係)

(表)

第	号			
		身 分 証 明 書		
職	名			
氏	名			
生	年	月	日	
上記の者は、杉並区公契約条例第11条第1項及び第2号に規定する行為を行う権限を有する者であることを証明します。				
発行年月日	年	月	日	
有効期限	年	月	日	
				杉 並 区 長 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">印</span>

(裏)

**杉並区公契約条例（抜粋）**

(報告及び立入調査)

第11条 区長は、第9条の規定による申出があったとき、又はこの条例に定める事項の遵守の状況を確認するため必要があると認めるときは、特定受注者若しくは特定受注関係者に対し必要な報告を求め、又はその職員に特定受注者若しくは特定受注関係者の事業所等へ立ち入り、特定労働者等（特定労働者等であった者を含む。）の労働条件が分かる書類その他の物件を調査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。